

第1回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会 議 事 録

平成28年8月3日（水）

	第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成28年8月3日(水) 午後2時～午後4時	
場所	杉並区役所 中棟4階 第1委員会室	
出席者	委員	高見澤、小笠原、幸田、正木、松枝、江口、鈴木
	説明員 (区)	副区長 土木担当部長 狭あい道路整備担当課長 副参事(特命事項担当) 建築課長
傍聴	傍聴人1名 報道機関1社	
配布資料	事前	資料1 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会運営要綱(案) 資料2 狭あい道路拡幅整備事業について 資料3 「狭あい道路拡幅整備に関する審議会」答申概要 資料4 整備延長と整備件数の推移(平成元年度～27年度) 資料5 H28.7.1 広報すぎなみ(縮小版) 資料6 重点地区における狭あい道路拡幅整備について 資料7 支障物件数について 資料9 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿
	当日	資料8 重点整備路線(選定基準)(案) パンフレット「今、地震が起こったらあなたは避難できますか。」 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿(会長及び副会長決定後) 諮問文(写)「狭あい道路の拡幅に関する施策について」
会議次第	1 開会	狭あい道路整備担当課長
	2 委嘱状の交付	副区長
	3 区長挨拶	副区長
	4 委員挨拶	進行:狭あい道路整備担当課長
	5 会長及び副会長の選出	進行:狭あい道路整備担当課長
	6 協議会へ諮問	土木担当部長
	7 議事	進行:会長
	(1) 狭あい道路拡幅整備事業について	
	(2) 諮問事項の審議	
	8 その他	狭あい道路整備担当課長
	・次回の協議会日程調整	
	9 閉会	会長

第1回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備担当課長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

私は、杉並区都市整備部狭あい道路整備担当課長、石森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会につきましては、これまでの従来の条例を改正いたしまして、7月1日より施行しております杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例により設置したものでございます。

開催に先立ちまして、記録等のため、事務局のほうで写真撮影、それから録音をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞご了承をいただきますようお願いいたします。

本来であれば、区長よりご挨拶申し上げるところでございますが、本日公務のため欠席をさせていただいております。区長の代理といたしまして、副区長吉田順之が出席をいたしております。副区長からは後ほどご挨拶を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。お席のほうに委嘱状を持ってまいりますので、私のほうでお名前を読み上げます。お名前が呼ばれましたら、お手数でございますけれども、ご起立の上、委嘱状をお受け取りいただければと思っております。

では、幸田雅治様。

委員 はい。よろしくお願い致します。

狭あい道路整備担当課長 続きまして、小笠原勝也様。

委員 よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 続きまして、正木順子様

委員 はい。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 続きまして、松枝廣太郎様。

委員 はい。

狭あい道路整備担当課長 続きまして、高見澤邦郎様

委員 よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 続きまして、江口裕行様。

委員 はい。よろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備担当課長 続きます、鈴木一弥様。

委員 はい。よろしくお願ひします。

狭あい道路整備担当課長 では、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで区長を代理いたしまして、副区長吉田順之よりご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副区長 どうも皆さんこんにちは。副区長の吉田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。また、今日は皆様方に委嘱状をお渡しさせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願ひをいたします。

さて、この協議会でございますが、先ほどの司会のほうからも説明がございましたが、平成元年にこの狭あい道路の条例をつくりまして、その後、いろいろな紆余曲折がございまして、その実行している中に、後退したところにある支障物を置かれたりとか、また再突出するなんていうこともあったのでございますが、そういったようなものについてどう対処していくかという非常に悩ましい課題を抱えておりました。今回、この条例の改正いたしまして、そういった支障物についての対処の仕方、また、それについてどういうふうな考え方で取り組むかということで、こういった協議会を設けさせていただくことになりました。

杉並区のまちの状態でございますが、大正の終わりから昭和の初期にかけてまして、北西部では、いわゆる耕地整理、区画整理、これが大体なされて、杉並区の約4分の1から3分の1にかけてましては、面的に道路の整備が終わっております。非常に良好な居住環境を備えておるところでございますが、中央沿線並びに環状7号線沿線の旧市街地におきましては4メートル未満の道が数多くございます。これが今、言ってみれば交通の障害であったり、災害に際しての備えについては必ずしも十分ではないというふうなまちになっております。

今回ここでご審議いただくのは主に狭あい道路と書いてございますが、主には建築基準法の42条2項道路を対象にして、これを道路の中心から2メートルずつ下げると。これが昭和25年にできた建築基準法の考えでございます。それ以前は、大正時代につくりました市街地建築物法で、道路は2.7メートルでございますので、それがいきなり、昭和25年に建築基準法ができたときに4メートルと。それ以前に適法だった道をどうするかということで中心線か

ら下がりました。そういったような法ができたわけですが、法ができてから 65 年間、進んではおりますが、なかなか全面的な展開にはなっていないというような現状でございます。

私も約 20 年ぐらい前は建築課長をしておりまして、建築確認の行政をやったり、違反建築の是正をやったりといった職についていたときもございました。そのときは、この道路の後退では様々な問題がございまして、中心線の位置が不明確であったりとか、私が下ろした確認で東京地裁に訴えられたこともよくありまして、様々なこの建築基準法の 42 条 2 項道路というのは課題が多いところではございます。

その当時の建築の完了検査は約 2 割から 3 割ぐらいでございます。今はほとんど 100%に近いほど完了検査を受けております。これは、住宅の品質確保の促進等に関する法律ができた関係もありまして、性能をきちんと評価するところがあったり、また、金融機関も検査済証がないとなかなか融資を組まないというようなこともあるようでございます。そういった意味では、社会全体がそういった適法なものについて、いいまちをつくっていかうということと受けとめております。

今後、それをより一層加速するためには、こういった協議会で様々な観点からご議論いただいて、少しでもまちづくりに資するような形で進めていきたいというふうに考えております。

後ほど諮問を予定はしてございますが、ここでは重点整備路線をどういうふうに考えていくかといったようなことや、支障物件の規定をどう適用していくかというようなことでのご議論をいただけたらと思っております。

ここでの議論を今後のまちづくりに生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

続いて、委員の皆様から一言ずつご挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、幸田委員から一言よろしく願いいたします。

委 員

幸田でございます。この狭あい道路に関しては、杉並区の現地も見させていただいて、どういうふうに解決したらいいかという意見交換なども以前させていただいたというご縁で今回委員にさせていただいたのかなと思っております。

私自身は今、神奈川大学で地方自治を教えておりますけれども、弁護士でも

ありまして、日弁連のほうでは環境保全委員会の委員とか、災害復興支援委員会のほうにも所属しております。自治体連携センターで地方公共団体の支援の仕事もしておりますので、いろいろな意味で杉並区の積極的な取り組みについて、少しでもお役に立てればと思っております。よろしく願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。続いて、小笠原委員、よろしく願いします。

委員 小笠原でございます。杉並法曹会からの推薦で、この狭あい道路の拡幅に関する協議会の委員に推薦されました。建築審査会でも委員をしておりまして、以前、そこで高見澤先生とお目にかかったことがございまして、今日は久しぶりにお会いできて大変うれしく思っております。今後ともよろしく願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。続きまして、正木委員、よろしく願いいたします。

委員 正木順子と申します。現在、東京弁護士会所属の弁護士をしております。

行政庁との関係は、幾つかの行政庁のほうで建築審査会の委員と専門調査員を務めさせていただいております。また、現在は行政不服審査会の委員と、あとはある区で住環境アドバイザーのほうもさせていただいております。

行政庁の皆さんが 42 条 2 項道路について、いろいろ考えてまちづくりを進めていらっしゃるということを日ごろ感じているところですので、こちらで皆さんからお聞きしたことを、杉並区でも何かお役に立てるように力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。続いて、松枝委員、お願いいたします。

委員 松枝でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

私はもう 50 数年、杉並に住んでおりますが、50 年前ぐらいに自宅を建てる時に、前面道路が 4 メートル足りなくて、狭あい道路の整備に関する協定ということで、区役所と協定を結んで 4 メートルになるように、中心線から 2 メートル後退するというのをやりました。

それで、この狭あい道路の整備ということに関して、杉並区が極めて早い時期からきちんとした対応をするということをやってきておられることを非常に關心してというか、高く評価をしてきたところですが、都市計画のコンサルタントをしている中でもなかなかそういうふうに、この 42 条 2 項道路を 4 メートルに確保していくということをきちんと行政的に対応しているところが少なかったと。そういう意味では、区の先進的な取り組みというのを高く評価でき

るのではないかなと思っております。

今、私は杉並建築会という団体の推薦ということで委員にさせていただき
ました。杉並建築会というのは、区内にある東京都建築士事務所協会杉並支部、
東京建築士会杉並支部、それからもう1つ、日本建築家協会関東甲信越支部杉
並地域会、この3つの団体が手を握ったというか、1つの輪の中に入って、杉
並の建築について一緒に考えていこうという団体を今持っていますので、そう
いう立場で委員として参加をさせていただくことになりました。よろしくお願
いしたいと思います。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。続いて、高見澤委員、よろしくお願
いいたします。

委 員 高見澤でございます。私はこの今回の条例、後でまた説明があると思
いますが、それを改正する委員会、審議会というものに参加をしております、
様々な議論があったわけでございますけれども、その答申を受けて、行政的
あるいは議会の判断でこの条例が成立したわけであります。ですので、1人ぐ
らはその審議会のほうからも継続で出てこいという趣旨だと思いますけれど
も、ここに参加させていただきます。

私自身、今、町田市という、杉並の皆さんから見ると、あれは神奈川県だと
普通思われているようですけれども、多摩川の川崎をさらに越えたところにぶ
ら下がっている町田市というところに住んでおります。20代後半まで荻窪、
下高井戸というあたりに住んでおりましたので、多少とも杉並はなじみのある
区でございますので、よろしくお願
いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。続きまして、江口委員、よろしくお願
いいたしま
す。

委 員 杉並警察署の交通課長の江口といいます。関係行政機関ということで今回委
嘱を受けたのでございますが、杉並区内、このほかにも高井戸警察署、荻窪警
察署とありまして、全部で3警察署で管轄をしております。区役所のお膝元と
いうことで、今回、私、委員を引き受けたのですけれども、議論の内容によっ
ては、高井戸ですとか荻窪のほうの話題があるときには、またその署のほう
から、また事情のわかる者がこちらに来て議論に加わる、そういったことも
あるかと思っておりますので、またそういった際、よろしくお願
いいたしま
す。
以上です。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。続いて、鈴木委員、よろしくお願
いいたしま
す。

委 員 杉並消防署警防課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願
いいたしま
す。私

も関係行政機関ということで、消防からの参加でございますが、杉並区内に消防署はあともう1つ、荻窪消防署がございまして、やはりお膝元ということで、杉並消防署のほうから委員にご推挙いただきました。どうぞよろしくお願いたします。

狭あい道路整備担当課長 委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、本日出席しております杉並区の職員をご紹介します。まず、改めて先ほどご挨拶申し上げました副区長、吉田順之でございます。

副区長 どうぞよろしくお願いたします。

狭あい道路整備担当課長 土木担当部長、吉野稔でございます。

土木担当部長 よろしくお願いたします。

狭あい道路整備担当課長 建築課長、佐々木孝彦でございます。

建築課長 よろしくお願いたします。

狭あい道路整備担当課長 特命事項担当副参事、浅井文彦でございます。

特命事項担当副参事 よろしくお願いたします。

狭あい道路整備担当課長 ここで副区長、所用がございまして退席をさせていただきます。どうぞご了承ください。

副区長 よろしくお願いたします。

(副区長退室)

狭あい道路整備担当課長 それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

事前に郵送でお送りさせていただいた資料を含めまして、式次第、それから資料番号1から9番まで。資料番号8番につきましては、本日席上で配付をさせていただいております。それから条例文。それから三つ折りのリーフレットを配付させていただいております。もし足りないものがありましたら、お申し出いただければと思ひますが、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、杉並区狭あい道路拡幅に関する条例第11条第1項の規定に基づきまして、委員の互選により会長の選出をお願したいと存じます。選出の議事進行につきましては、引き続き私、狭あい道路整備担当課長石森のほうでさせていただきますと思ひますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず会長の選出につきまして、どなたかご推薦いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(〇〇委員 挙手)

はい、〇〇委員。

委員 先ほどもご紹介ありましたが、審議会の会長を務めてこられた高見澤先生にお願いするのがいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

(「異議なし」の声あり)

では、高見澤委員、よろしいでしょうか。

委員 はい、ありがとうございます。

狭あい道路整備担当課長 では、よろしく願いいたします。

続きまして、副会長の選出でございますけれども、条例第 11 条第 3 項の規定に基づきまして、会長からご指名をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

会長 これも先ほどご紹介、お話ございましたけれども、建築審査会で長く務めていらっしゃる小笠原先生にお願いしたいと思います。

狭あい道路整備担当課長 よろしいでしょうか、小笠原委員。

委員 はい。

狭あい道路整備担当課長 では、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、会長並びに副会長につきましては、お席を移動していただきたいと思います。では、席の移動をよろしく願いします。

ここでお時間いただきまして、新しい委員名簿を配付させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

(会長・副会長、会長席・副会長席に移動)

(委員名簿配付)

よろしいでしょうか。

続きまして、区長を代理いたしまして、土木担当部長吉野より杉並区狭あい道路拡幅に関する協議会会長に対しまして、諮問文を読み上げさせていただきます。

土木担当部長 では、区長にかわり、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会会長様宛、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。

諮問事項は「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号（重点整備路線の指定に関する事項について）」でございます。よろしく願いし

ます。諮問文をお渡しにまいります。

(諮問文手交)

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。それでは、諮問文の写しを改めて皆様にお配りいたしますので、ご覧いただければと思います。

(諮問文写し配付)

そうしましたら、これからは会長のほうに議事の進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 はい。それでは、議事次第に沿って進行いたしたいと思います。

最初に、審議に入る前に議事録の署名人、本日の第1回については〇〇委員をお願いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

委 員 はい。

会 長 傍聴の件はいかがでございましょうか。

狭あい道路整備担当課長 傍聴につきましては、傍聴の方1名と、報道機関1社になってございます。

会 長 はい。これについては、許可するというので、特に問題はなかったでございませぬ。それでは、そのようなことでお入りいただきたいと思っておりますけれども、傍聴に際して、ビデオ撮影等もある可能性がございますね。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 これについても、写真、ビデオもよろしいということで。それでは、入っていただいて、開始したいと思います。

もう議事でよろしゅうございますか。

狭あい道路整備担当課長 はい。では、私のほうから説明をさせていただきます。

会 長 要点を言っていただいて、こういうことで進めていかということをお諮りすると。

狭あい道路整備担当課長 協議会を進めるに当たりまして、運営要綱ということで、資料1をお配りしてございます。

目的ですとか、招集に関する事、それから議事録ですとか、あと傍聴に関する事、基本的な事項を協議会として決めていただくということで、こちらで案をご用意いたしました。

基本的には、杉並区で設置しておりますほかの審議会等を参考にしておつたものになっておりますので、ご確認いただいて、これでよろしければ、要綱として定めていきたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。お目通しいただいて、何か問題があればご指摘いた

だきますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、これは要綱で、途中でまた問題があれば、意見を言っていたく
ということで、これで進めたいと思います。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

会 長 ということで、傍聴ももうよろしいわけですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 それでは、先ほど申しあげましたように、まず最初に今までの経緯や整備事業についてご紹介いただいて、若干の質疑。諮問事項たる重点整備路線のことについて、後半にご議論いただくということでございますので、まず、整備事業について事務局から説明ください。

狭あい道路整備担当課長 では、座ったままで失礼いたします。

会 長 はい、どうぞ。

狭あい道路整備担当課長 これまでの杉並区の狭あい道路の取り組みに関しましてご紹介をさせていただきたいと思います。資料につきましては、資料2をご覧くださいと思います。あわせて、委員の皆様にもちょっと見にくいかもしれませんが、後ろで映像としても流しておりますので、ご覧いただければと思います。

まず1ページ目「杉並区のまちの現況」ということで、先ほど副区長のご挨拶にもありましたけれども、杉並区におきましては、住宅都市としての性格を色濃く有しているところになってございます。

それから、戦後の急速な市街化の中で、生活道路などの都市基盤が立ちおくれ、木造家屋の密集する住宅地が多く広がっている。そのため、この地域は狭あいな道路が多く、震災などの大規模災害に対して危険性、安全性が危惧されているというところでございます。

今後、高い確率で発生が予測されております首都直下地震などの震災に対しまして、道路などの防災都市基盤の総合的な整備推進が必要になってくるというような状況でございます。

続いて2ページ目になります。狭あい道路整備事業に関する杉並区の上位計画でございます。

まず上位計画として「杉並区基本構想」というものがございます。その中に5つの目標がございまして、目標の1において「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」ということを掲げております。

取り組みの基本的な方向といたしまして、道路拡幅整備などを行って、まちの安全・安心を確保するというようなことになってございます。

重点的な取り組みにおきまして、狭あい道路の解消というのは積極的に取り組むこととしております。

続いて3ページ目になります。「杉並区総合計画」になります。

総合計画におきましては、施策4の中で「利便性の高い快適な都市基盤の整備」を掲げております。その目標を実現するための主な取り組みとして、狭あい道路の拡幅整備と、狭あい道路にある電柱のセットバックを重点的に進めていこうということにしております。

また「まちづくり基本方針」、こちらは都市計画マスタープランになりますけれども、こちらでも「道路・交通体系整備方針」の中で、狭あい道路については、国・都等の関係者と連携して、その解消を推進していくということにしております。

続いて、4ページ目になります。「杉並区狭あい道路の概要」ということでございます。まず、狭あい道路というものがどういうものかということですが、杉並区においては、4メートルに満たない道路を「狭あい道路」としてございます。そのうち特に、建築基準法第42条第2項で定められた、いわゆる「2項道路」につきましては、約330キロ。総延長というのは道の両側で660キロ存在しているような状態でございます。区内の道路の延長の約3割がその2項道路というような状況です。

これまでの取り組みですが、先ほど副区長の挨拶にもありましたとおりに、平成元年に、今回改正しました条例の前身であります杉並区狭あい道路拡幅整備条例を制定しまして、2項道路の拡幅整備に取り組んできたところでございます。

これまでの27年間で約198キロ、2項道路の約3割の拡幅整理を実施してきたというような状況です。

下の絵につきましては、狭あい道路と拡幅のイメージ図になってございます。道路の中心線からそれぞれ2メートルずつセットバックすることで、4メートルの幅員の道路を確保していこうというようなことが基本的な考えになっております。

続いて5ページ目。「杉並区内の道幅の現状」ということで、ちょっと見にくいかもしれませんが、赤い部分が4メートル未満の道路になっているよ

うな状況でございます。区の北東側、阿佐谷、それから高円寺、それから区の南東の方南、それから区の南側、高井戸などに多く赤い道が分布しているのがわかると思います。

続きまして6ページ目「災害活動困難度を考慮した火災危険度」ということで、こちら、東京都の調査になりますけれども、こちら先ほどの狭あい道路の4メートル未満、赤い道が分布しているところと、おおむね一致しているということで、狭あい道路が分布している地域については、震災時に火災危険度が高い地域であるということがわかるかと思えます。

続いて7ページ目になります。具体的な拡幅の流れになります。狭あい道路につきましては、事前協議ということで、建築行為などがある場合に、事前に協議をして、後退用地の位置、それから整備の内容を決めております。公道、私道かわらず事前協議を行って拡幅整備をしていくというような流れになっております。

下の部分になりますが「杉並区整備」と「自主整備」と、大きく2つに分かれてございまして、「杉並区整備」については、事前協議を経て、所有者に区が整備することの承諾をいただいて、区のほうで道路を舗装していくというような状況です。「自主整備」につきましては、事前協議において、その後退部分、セットバックした部分を自分で整備するというようなことで、整備内容を協議して、最終的には自分で整備するというような流れになってございます。

続いて8ページ目。これまでの実績でございます。過去5年間の実績をそちらに載せております。

整備件数はおおむね500件から600件、整備延長については、年間6,000から8,000メートルということになってございます。

あわせて資料4をご覧いただきたいと思えます。資料4につきましては、平成元年からの整備延長の推移をあらわしたものになっております。

先ほどお話ししたように、狭あい道路の拡幅整備、2項道路の拡幅整備におきましては、どうしても住宅着工数に影響されるところが多くて、景気の影響を受けやすいというような状況になってございます。そちらにありますとおり、リーマンショック、それから東日本大震災、消費税が上がる際、そのようなタイミングで、どうしても整備量が落ち込んでしまうというような状況になっております。

資料戻っていただきまして9ページ目になります。先ほどお話ししました整

備の状況です。「整備の事例1」におきましては、区整備ということで、杉並区が整備したものになってございます。

整備前の塀と道路の間の砂利敷きのようなところになっている部分を、杉並区のほうでL形側溝を下げてアスファルトの舗装をしているというような状況です。

続いて10ページ目になりますと、こちらは「自主整備」とこちらで呼んでいるものです。

杉並区で整備することではなく、所有者の方がみずから後退した部分を整備するというので、白い部分が、杉並区が整備すれば、本来であれば道路状になっている、アスファルト舗装されている部分なのですが、こちらの部分を、コンクリートのたたきにより自主整備として、道路空間を確保しているというような状況になってございます。

続いて11ページ目になります。「条例改正に至った背景」ということで、課題ですけれども、先ほど申し上げましたとおりに、平成元年から整備を進めておりますが、狭あい道路の約30%の整備にとどまっていると。まだ70%の狭あい道路が残っているというような状況でございます。

それから、住宅の建て替えなどで、セットバックをしても後退用地にプランター・自動販売機・車両などの支障物件が置かれるケースがあり、災害それから火災の発生時に避難、通行の妨げになっているということで、先ほどの10ページの写真をご覧いただいたと思いますが、コンクリートのたたきの部分に、結果的に大きな花壇ですとか自動販売機を置かれてしまって、結局、道路の空間としての機能がなくなってしまうというような状況でございます。

緊急車両のみならず、介護車両、清掃車両の通行の妨げになっているということで、緊急時ばかりでなく、日常においても支障になっているというような状況です。

さらには、後退用地にある支障となる物件の除却に関する明確な規定がないということで、指導をするに当たって、その根拠とするものが何もないという状況にありました。

そのような課題がありましたので、このたび条例を改正したところでございます。

続いて12ページ目になりますが、先ほど申し上げました後退用地部分、自主整備をした後退用地部分に花壇をつくってしまった場合、本来であれば、

この花壇の部分は道路状に整備されているのが理想的なところになっております。

続いて 13 ページ目。こちらも同様に後退用地の部分に車をとめてしまって駐車場として利用している場合というような状況でございます。

資料7をご覧くださいと思います。資料7につきましては、支障物件の件数ということで、ある特定の地域になりますけれども、そちらの地域を調査した結果になってございます。

置かれているものとしては、花壇、それから植栽帯、植木鉢、自動販売機、駐車場、駐輪場ということで、車ですとか自転車が置かれていると。その他には、単柱のポール、それからごみ置き場というのが、移動できないような、ふたが閉まるようなもの、そういったものが置かれているというような状況が見てとれます。

区内全域ではないですけれども、特に狭あい道路の多い阿佐谷の地区、それから方南の地区ではそのような状況にあるというようなことになってございます。

資料戻っていただきまして 14 ページ。こちらも同じく、先ほどの続きになりますが、自動販売機が置かれている例になってございます。ちょっとわかりにくいかと思いますが、赤い丸の部分が自動販売機となっております。

続いて 15 ページになります。先ほど会長からご挨拶でもありましたけれども、条例を改正にするに当たりましては、有識者からなる審議会を設けまして検討していただいたところでございます。

その答申の内容につきましては、資料3をごらんいただきたいと思います。資料3につきまして、答申の内容を簡単にまとめさせていただいております。

諮問事項につきましては、私有財産である土地を道路状に整備する場合において、財産権との関係、それから条例の実効性を確保するための手法について、この2点について諮問したところでございます。

答申の概要については、その囲みの中になっておりますけれども、まず「道路空間を確保することについて」、そちらにつきましては、42 条2項の規定については、道路中心から2メートル後退させ、道路空間を確保することにより建築が可能としたものであり、土地の権利者に後退義務を課し、道路空間を確保させることは自明のことである、ということで、建築基準法において道路空間を確保することは当然のことであるというようなことです。

それを受けまして、「道路空間上での通行に支障となる物件の取り扱い」となっております。

①後退用地に緊急車両の通行等に支障となる物件の設置を禁止することは、公共の福祉に適合する。

②支障物件によっては、代執行による除却も可能である。
となっております。

当然、道路空間として確保される場所においては、その機能を確保する必要があるというようなことになっております。

続いて「後退部分の道路状整備について」ということで、区が公費をもって行う拡幅整備については、財産権との関係において2つの考えが提出されたところでございます。

まず1つ目として、区による拡幅整備について受忍義務を課すことは、必要以上に後退部分の使用権の制約を強制することになる、ということで、財産権に抵触してしまうであろうという意見。

2つ目としては、区による拡幅整備については、受忍義務を課したとしても、特別な犠牲とは言えず、財産権に抵触することはないという、この2つの意見が答申として提示されたところでございます。

今回の条例の改正におきましては、道路空間の確保、それから支障物件の設置の禁止、この部分を取り入れた形で条例の改正に取り組んだところでございます。

資料戻っていただきまして16ページ。「条例改正の主な内容」でございます。条例文を先ほど席上配付させていただきましたけれども、簡単にポイントということでご説明をさせていただきます。

まず、名称を変更いたしました。内容につきまして、これまでの条例と変わる部分があったので、その条例の内容に沿った名称にしてございます。

続いて、杉並区、それから区民、事業者、建築主等につきまして、狭あい道路の拡幅に努めることということで責務を規定してございます。

続いて、先ほどお話ししました2項道路につきましては、後退用地に支障物件の設置を禁止することにしてございます。

続いて、その支障物件の設置の禁止に対して、除却の勧告、命令、それから事実の公表、最終的には代執行まで行うというような規定を設けております。

続いて、拡幅の必要性が高い路線を重点整備路線に指定し、重点的に拡幅を

進めるとしてございます。

最後に、支障物件、それから重点整備路線などにつきましては、中立・公平な判断が必要ということから、第三者機関である「狭あい道路の拡幅に関する協議会」を設置するというようにしてございます。

条例ができた際には、杉並区の広報で区民の皆さんにお知らせしているところでございます。資料5がその広報の写しになっております。縮小しているものですので、字が小さくなっている部分がございますけれども、このような形で杉並区の取り組みを区民の皆さんにお知らせしているところでございます。

では、資料戻っていただきまして17ページになります。今回、皆さんにお集まりいただきました協議会の役割、条例に書いてあることでございますけれども、区長の附属機関ということで、区長の諮問に応じ、答申をしていただくということですので。

狭あい道路の拡幅に関する施策の実施に関して必要な事項を調査・審議するというので、大きく5点ございます。

支障物件設置の禁止、それから支障物件の除却の命令に従わないときの事実の公表、それから代執行に関する事項。さらには重点整備路線の指定に関する事、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事、その他狭あい道路の拡幅に関する重要な事項、というようなことになってございます。

その5つの点につきましては、区長に意見を述べることができると条例では規定しているところでございます。

条例の改正を含めまして、これまでの取り組みについてご説明いたしました。以上です。

会 長

ありがとうございました。ある程度のご理解は既にいただいているとは思いますが、それから、次回以降また具体的な議論を通じて理解が深まるとは思いますが、今の説明に関してさらに伺いたいこと、ご質問等ありましたら、どうぞ遠慮なくお願いします。いかがでしょうか。

ちょっと行政内の役割分担といいますか、基本的に建築確認の前に協議が行われると。建築指導というか、建築担当のほうと狭あい道路整備担当課のほうとでどういう役割分担になるのか。建築指導のほうは、特にはずっと関与しないということでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 基本的には、確認申請の前に事前協議ということで、狭あい道路整備担当課のほうで2項道路の後退位置、それから、先ほどお話ししたように、セッ

トバックした部分の整備の方法、区で整備するか、自分で整備されるかを決めていただいて、こちらの協議が終わった段階で確認申請のほうに進んでいただくというようなことになっております。

会 長 なるほど。そうすると建築課のほうでは、その書類がついたのを受け取ってということ。あるいは行政の確認ではなくて、いわゆる民間確認は確かすごく多いのですよね、今。そういう場合も含めて、担当課のほうの協議が整ったというのを見ると、そういうことになってくるのですかね。

建築課長 昔、区の確認だったときは、確認申請前に事前協議が済んだという判を押した書類が建築課に来て、それで確認を受け付けていたのですね。ですから、判が押していなければ、事前協議が行われていないということで、一目瞭然だったのです。

民間に建築行政が開放されて、今は民間確認検査機関に対して、杉並区が狭あい道路の条例があるということは周知させておりますので、基本的には民間確認検査機関が確認を受け付けるときに事前協議をしたかどうかというチェックを一通りはすることになっています。

民間確認検査機関から区に照会が来ます。道路に関する照会が各確認、全区のほうに照会するのですけれども、そのときに建築課の職員が、狭あい道路の担当課に、この物件については狭あい協議が済んでいるかどうかについて確認をした上、その協議を開始すると。もし仮にしていなかったときは、するように、建築課のほうから狭あい道路設備担当課のほうに連絡して、狭あい道路設備担当課のほうから業者のほうに連絡が行くような形になっています。

会 長 なるほど。そこで事前のチェックができるというわけですね。

建築課長 そのとおりです。

会 長 ちなみに、住宅、狭あい道路沿いというと、基本的に戸建て住宅プラスアルファだと思いますけれども、そういうものの民間確認というのは何割ぐらいになっているのですか。

建築課長 かなり多くて、23区ほぼ同じなのですけれども、90%ぐらいはもう民間確認になっています。

会 長 なるほど、わかりました。

どうぞ、皆さん、何か伺いたいことがあれば

さらにいえば、置かれてしまった物件を除去するとか、そういうのはすべて狭あい道路整備担当課の担当になるということですね。

狭あい道路整備担当課長 先ほどご説明が足りなかったのですが、支障物件の設置の禁止につきましては、7月1日から半年間の周知期間を置いて、年明けの1月1日から施行するという、段階的に実施していくことにさせていただきます。

基本的には、支障物件の除却の指導については、狭あい道路整備担当課のほうで行うこととしておりますけれども、中には隅切りの部分、東京都の建築安全条例でできた隅切りの部分にも支障物件を置かれる場合もあるかもしれませんので、そういった部分については、建築課と合同してパトロール等、対応していくというようなことで考えておるところです。

会 長 私ばかり伺って恐縮ですけれども、確か審議会のときには、支障物件は何だというのは、審議会で具体的に決めるには至らないというか、そこまではとても無理で、実際の運用の中で考えていってほしいというようなことだったような気がするのですけれども、1つは支障物件がもう定義されているのかということ。それからもう1つは、特に委員からも伺いたいわけですが、極端には軽自動車をとめてしまっているというような例がそれなりにあって、そういうことに対しては、やはり担当する警察署とよく協調しながら、具体的には進めないといけないのでしょうか、そんな議論もあったと思うのですけれども、その2点については今、どんな具合になっているのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 支障物件につきましては、基本的には容易に移動できないものが支障物件というようなことで考えております。

具体的な事例を挙げますと、先ほどお話ししたように、花壇ですとか、大きなプランター、それから自動販売機、また自転車ですとか、車両についても支障物件であるということ考えているところでございます。

会 長 それの除去みたいなことが話題になったときには、具体的に警察署や消防署とまた協議しながらというふうに理解してよろしいですか。

狭あい道路整備担当課長 今回、協議会にもご参加いただいておりますけれども、担当する警察署さん等と合同して対応していこうということで、考えておるところでございます。

会 長 ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたします。

ちょっと悩ましいですね。半分道路に出て半分乗り上げている、さっきの写真みたなのはね。いろいろな事例があると思います。

どうぞほかにもありましたら、あるいは、後で思い出されてからでも結構でございますけれども。

委員 1つよろしいですか。

会長 どうぞ、お願いいたします。

委員 車の置いてある車庫証明というのは、どういうふうに警察でなっているのですか。

委員 この課題の事例の2に出てくるような写真の例ですよ。

委員 そうですね。

委員 これは結局、外観上は車庫の状態ではありますけれども、ここは道路用地ということになるので、そうすると、この車両をおさめる幅がもうないということなので、こういうところは警察署でも把握していますので、仮にこういうところから車庫証明の申請が来ても、これはもう受理しないと。却下といたしますか、そういう運用はやっているところですか。

本人が知らないで申請してくるケースもあるので、もうここはいわゆる2項道路であって、これは、車庫、駐車場の用地としてはここは使えませんよということには言っています。そんなことも、ほかの場所に駐車場の用地をその人に確保してもらって申請を出し直してもらおうという運用はやっているところでございます。

委員 わかりました。

会長 それでは、また疑問の点は途中でも出していただくとして、重点整備路線ですか。今回の諮問ということですね。では、これの説明をお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 それでは、諮問事項、重点整備路線の指定に関する事項ということでご説明をさせていただきます。

まず、今後のスケジュールでございますけれども、本日、重点整備路線の選定基準についてご審議いただきたいと考えてございます。

続いて2回目の協議会で具体的な候補路線をこちらでご提示いたしまして、現地の視察ということで考えております。

3回目において、その視察の結果を踏まえまして、最終的に重点整備路線としてどうかということで、ご審議いただきたい。そのようなことで考えております。

ですので、今日については選択の基準についてご審議いただきたいと思っております。

まず、重点整備路線の前に、区のほうでこれまで重点的に取り組んできた内容について少しご紹介をさせていただきたいと思っております。資料6をごらんくだ

さい。

これまで区におきまして「重点地区」ということで、地区を定めまして拡幅整備を進めてきたところでございます。

重点地区がどのような地区かと申しますと、先ほど資料でごらんいただいた赤い道路、それから火災危険度の高い地域、阿佐谷、高円寺、それから方南といった地区を重点地区というところで、積極的にこれまで拡幅整備をしてきたところでございます。

具体的には、建築確認を伴わないような物件、既に建物、塀はセットバックしているけれども、先ほど絵で、写真でごらんいただいたように、L形がまだセットバックをしていなくて、後退用地が残っているというような部分に、職員が戸別訪問して、具体的に説明をして拡幅にご協力いただくというようなことで、積極的な拡幅整備を進めてきたところでございます。

下の表になりますけれども、これまで3年間の実績を載せているような状況です。上の表については、訪問、それからポスティング件数、それから事前協議の件数、事前協議の終了件数といったようなことで載せてございます。下の表については、実際の整備件数と整備延長というようなことで、平成25年から重点地区ということに取り組んでいるところですが、件数延長につきましては、着実に伸びているというような状況になってございます。

このようなことで、これまで面的に重点地区ということに取り組んできたところでございますけれども、なかなか効果が見えにくいというような状況になっております。面積が広い部分でやっておりますので、どうしても路線としてばらばらになってしまって、効果が見えにくいというような状況になってございます。

そこで、今回の重点整備路線ということ、路線として重点的に取り組むことで、拡幅の通り抜けを確保して、効果が見えやすくする。効果の早期発現を実施していこうというようなことで、重点整備路線を指定して取り組んでいこうというようなことになってございます。

では、資料8にお戻りください。重点整備路線を選定する際の基準ということで、大きく6点、こちらでご提示させていただいております。

まず、選定項目1でございますけれども、こちらは東京都が策定いたしました「防災都市づくり推進計画」による整備地域、それから重点整備地域、こちらは不燃化特区と同じ場所になりますけれども、そちらの道路ということ、

先ほどご紹介したように、火災危険度の高い地域でありますので、そちらの解消が必要であるというようなところで考えてございます。

「防災都市づくり推進計画」でございますが、参考資料をご覧いただきたいと思えます。

簡単にご説明させていただきますと、東京都が策定をした計画でございますけれども、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐために、延焼遮断帯の形成、それから緊急輸送路の機能確保、安全で良質な市街地の形成、それから避難場所などの確保といった都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的としているというようなことになってございます。

対象の区域ですけれども、東京都内の市街化区域ということで、23区、28市町ということになってございます。

続いて、参考資料の2ページ目をご覧いただきまして、整備地域と重点整備地域でございますが、「(2) 整備地域の指定」ということで、地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物は特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域としております。

少し飛びますが、表1、それから図1をご覧いただきたいと思えます。そちらが整備地域となっております。杉並区においては、3カ所指定がございます。7番、8番、9番の3カ所が整備地域ということで、指定されているところです。

続いて、(3) 重点整備地域でございますけれども、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため特に改善を必要としている地区について従来よりも踏み込んだ取り組みを行うということで、不燃化特区の区域 53 地区、3,100ヘクタールを指定するということになってございます。

こちらにつきましては、表-2と図-2になってございます。ナンバー29と30の2カ所になっております。この阿佐谷の近辺と方南の近辺ということになってございます。そちらが東京都が策定いたしました「防災都市づくり推進計画」になってございます。

このような中の道路を選定項目の基準として挙げているところでございます。

続いて、資料8に戻っていただきまして「選定項目2」になります。「地域のまちづくりに寄与する道路」としてございます。

今後、まちづくりを考えていく中で、地区の現状や課題を踏まえまして、地区の将来像やまちづくりの方針、具体的な手法等を提示した区域において、ま

ちづくりの目標を実現する上で重要となる路線、そういった路線を指定するというので、選定基準として考えているところでございます。

続いて選定項目3「緊急輸送道路に接続する道路」ということになってございます。

緊急輸送道路につきましては、震災時の救急救命や緊急支援物資の輸送等を担う幹線道路等で緊急輸送道路から狭あい道路が接続されることによりまして、震災時に円滑な救急活動が行われるというところでございます。そのような道路を選定基準として考えております。

続いて選定項目4としましては、「公共施設、医療・福祉施設、教育施設、避難場所等が配置されている道路」ということにしております。

公共施設等につきましては、災害発生時、避難場所等、重要な施設となりますので、特に一次避難場所となる学校施設、それから広域避難場所となる施設、それから病院など、そういったところにつながる狭あい道路の拡幅整備をすることで、災害時の円滑な避難、それから救助活動につながるというところで考えているところでございます。

続いて、選定項目5「他の道路と適切な関係で配置された通り抜け道路」ということです。

道路と道路の間にある狭あい道路を整備することによりまして、消防車等、緊急車両につきましては、任意の場所にアクセスしやすくなるように、緊急時の救急活動に寄与するために道路を拡幅するというようなことで、選定として考えているところでございます。

続きまして選定項目6「自転車や歩行者の通行量が多い道路」というようなことでございます。

駅周辺ですとか、商店街などにつきましては、多数の自転車、それから歩行者が通行するため、緊急事態が発生したときに、迅速な避難、そのためには狭あい道路の拡幅がとても重要になるというようなことで、今回、選定基準としてできるところでございます。

以上の選定項目1から6を、重点整備路線を選定するときの基準として考えているところでございます。これらの基準から、拡幅整備の必要性を判断いたしまして、重点整備路線として指定していこうというような考えでございます。説明は以上になります。

会 長

ありがとうございました。それでは、ご質疑、ご質問いろいろ、まだわから

ないところがありますので、どうぞ遠慮なく。

委員 今の説明いただいた、重点整備路線の選定基準という資料8の、表題は「重点整備路線の選定」となっていますが、その下の本文の2行目は「優先整備路線を選定」となっていて、これは言葉がちょっと違っているのですけれども。

狭あい道路整備担当課長 大変失礼いたしました。「重点整備路線」でございます。条例上は「重点整備路線」としてございますので、大変申しわけありません、訂正をお願いいたします。

委員 「優先」ではなくて「重点」ですね。

狭あい道路整備担当課長 はい、「重点」でございます。

会長 いかがでしょうか。

冒頭に課長が言われたことの確認ですけれども、今日はこの選定基準に対する是非というよりは意見をいただいて、それで、次回が確か9月ごろに設定されていましたがけれども、では、そこで一応、これに基づいて見ると、もう少し大きい地図で、例えば「こういうところを重点整備路線の候補ですよ」と。「それを一緒に見に行きましょう」、みたいのところからそうやって、それで、それを踏まえて、では、「これで決めてください」、あるいは、「もうちょっとここはどうだ」、「ああだこうだ」というのを3度目にやって、それで、指定というか、我々の意見をお出しすると。そんな順序でございますね。

狭あい道路整備担当課長 はい。今日のところはこの選定基準をご審議いただいて、次回以降、現地視察をして、決めていただくというようなことでございます。

会長 それで、これを今日議論した後、作業にかかる、あるいは並行して進められているのだと思いますけれども、率直に言って、我々のイメージとしてどう受け取ったらいいのか。つまり、さっきのあの重点整備地域は結構それなりに面積があるわけで、そうすると、あそこの中で道路だけでも100本とか、合計延べで言えば数キロあると思うのですけれども、3本とか5本を選ぶような、そんなような受けとめ方でいいのか。

狭あい道路整備担当課長 そうです。

会長 かなりの数を選ぶと置いていたほうがいいのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 今年度につきましては、まず、条例改正初年度ということがございますので、先ほどご説明いたしました選定基準に基づいて、3路線程度、こちらから次回、ご提案していきたいとは考えているところです。

会長 そうすると、今年度は一次指定で、そしてまた次年度なり3年先なりにさら

に二次指定、あるいはエリアを別のところでとか、順次充実させていくような受け取り方でよろしいわけですね。ここで一遍に全部決めてしまうというのと、何かちょっと重大だなと思ったのですけれども。

狭あい道路整備担当課長 段階的に取り組んでいく必要があると思いますので、今年度については3路線程度。その進捗によりまして、来年度以降、もう少し増やしていくのか、今回決めた路線でももう少し強く進めていくのかというようなことで、進捗によって判断をしていきたいと考えているところです。

会 長 ありがとうございます。どうぞ、お願いします。

委 員 今の話で、ちょっと選定基準を決めるというお話だと思うのですけれども、それに基づいて具体的に路線を決めていくと。

選定基準を決めて、今、会長からお話があったように、まずは重点整備路線を全部決めるのではなくて、一次選定ということだというお話なのですけれども、そうすると、選定基準に合致する路線というのはこのぐらいあるよというのを、全体的に提示するのか、比較しないと、どれが重要かわからないかなと私なんか思うのですけれども、その辺はどう考えているのかということが1つです。

それともう1つは、この資料8で言うと、「選定基準」と書いてあって、2行目に「総合的な判断のもと」となっているので、この「総合的判断」というのはどういう意味かというのがちょっとよくわからなくて、この選定項目が1から6まであるのですけれども、この6で、例えば1に該当するから即なるというのではないということで、総合的判断だとは思っているのですけれども、そうすると、1で何点とか、2で何点とか、全部足してかなり点数が高いから、それは一番高いほうから、まずとりあえず3つ選びましょうというやり方なのか、それとも、この選定項目の項目に合致するのが、少なくとも2つとか3つぐらい当たらないとだめというのか、その辺はどういうふうな総合的判断なのかというのはちょっとわからないので、教えていただければと思います。

狭あい道路整備担当課長 路線のご提示につきましては、こちらで精査させていただいて、3路線程度をお示ししたいということようなで考えているところでございます。

委 員 そうすると判断が難しいですね。つまり、全体の、これに該当する路線はこれだけあって、その中でこれは点数が高いから3路線ですよと言わないと、3路線だけ提示して、ほかと比較できないではないですか。全部をちゃんと示していただいて、やはりここは点数が高いから、上のほうの3つを選びますよ

というのでないと選べないと思うのです。

それと、あともう1つは、選定基準自身の考え方ですね。ここで議論することかもしれないのですけれども、それは事務局でどう考えているのかなと、この2つの質問なのですけれども。

特命事項担当副参事 選定路線について、多くの路線があり、すべての路線を拾っていくというのは大変難しいことです。

委 員 そうですね。

特命事項担当副参事 例えば、防災都市づくり推進計画に入る場所とか、そういうものをお示しながら、それから、避難場所となる学校の位置とか、そういうものを示しながら、この辺の道路はというお話はさせていただけると思います。その中から3路線、4路線選ぶと。

もう1つは、この重みづけとかのところなのですけれども、これは今日ご議論いただくかなとも思っているところもございましたけれども、なかなか重みづけも難しいところがあると思っています。ただ、条例では必要性の高い路線ということでございますので、この中の1項目ではなくて、何項目かに該当するといよいよというようなご議論をいただけると助かると思っています。

委 員 わかりました。

会 長 大変重要なお指摘ですね。それは我々委員の間でもそうだし、地域の住民にとって「何でうちのところが選ばれて」。

委 員 そうですね。「ほかのところはこうじゃないか」と。

会 長 ええ。それはもっともだと。最も緊急重点度が高いのだというのはわかったけれども、では、その次ぐらいのところはどこぐらいなのか、そういうことを住民だったら考えますよね。

それで、では、納得しましたとか、やっぱりあっちのほうが、うちの前よりはよほど重点整備対象にふさわしいのではないのか、住民が思うと思うので、その辺を我々がこの委員会で、変な意味だけれども、お墨つきを与えてしまうわけだから、我々がまずなるほどねと思わなくては。

委 員 納得してね。

会 長 納得しなくてはならないのではないか。かといって、全部を点数化して全部出せと、これも無理だとだというのもよくわかるわけですけれども、それをぜひうまく議論が次回も進むといいですね。

委 員 この選定項目1から6までございますけれども、1つ1つを見ればもっとも

なことだとは思いますが、やはり、例えば重点整備路線が 20 あって、その中から 3 つ選ぶなんていうのはなかなか、ではどういう基準で選ぶのかなんて、非常に困難なわけで、結局現実的にものを考えれば、この選定項目 1 の「災害危険度から緊急性が高い」と、緊急性が高いものからまず順次やっていくしか、しょうがないのかなという気がしますけれども、緊急性の高いのが 5 つあって、その中から 3 つとなると、また難しくなりますけれども、そこは他の選定項目も考慮して判断するしかしょうがないのかなという印象は持ちますが、だから、一番この項目の中で重要なのは、1 なのではないかなという印象は持ちました。

委 員

今、選定項目というのを 6 つ示していただいたのですけれども、この選定項目というものの意味なのですから、選定項目 1 の中、これは区域を示していますよね。その区域の中にある 4 メートル未満の道路すべてというのが選定項目 1 に該当する道路のまず母数だというふうになると思うのですよね。

選定項目 2 に該当する道路というのは、その地域のまちづくりに寄与する。これは定義が非常に漠としているわけですから、これが今の 1 番と独立して 2 番という項目に該当する道路が何本あるかというのを、例えばリストアップすることができる。

できるとして、この 2 つの条件が出てきたときに、選定項目 1、かつ、選定項目 2 とする。「a n d (アンド)」で結ぶか「o r (オア)」で結ぶかで内容は違うわけですから、今の項目で最後に選ばれるのは 3 路線ぐらいということと言うと、「a n d」でずっと 6 つが重なって行って、全部重なったすべてに該当するのが 3 個ぐらいしか残らないとかいうふうなイメージだと何となくわかるのだけれども、項目 6 つの条件がそれぞれ並列に適応するものを拾っていったら、もうほとんど全部の路線が入ってしまうようなことになる。多分、項目がこの「o r」の条件ではなくて、「a n d」で重なっていくような論理構成にしていかないと、この協議会で選んだよという責任を背負っていくためには、何か論理的に筋が通りにくいような気がします。この「a n d」で結ぶのだよというあたりのところが選定基準の中に書かれていると、この中でこれに該当し、かつ、これにも該当しという、その「かつ」というのでつながっていくような選び方をしないと、とてもではないけれども、3 路線までは絞っていかれないのではないかなという気がいたしました。これは意見でございます。

会 長 お二人から大変、ご指摘があったように、選定項目1で地域どりをしたときに、この重点整備区域内の道路と書いてあるけれども、重点整備区域内の狭あい道路ということによろしいのですか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。

会 長 つまり4メートル、5メートル、6メートルの道路は、この事業では関係ないということですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 では、それは狭あい道路、いわゆる条例に基づく「狭あい道路」とさせていただくと、それが20路線延べ3キロとか、そこまではまずわかりますよね。

狭あい道路整備担当課長 そうです。

会 長 資料的に。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 多分、今までつくられている資料の中から、このエリアの中だけをチェックすれば、公道の場合もあれば、私道の場合もある。それをお二人の委員のお話のように、これを大前提とした上で、かつ、かつ、かつで、かつ、2から6まですべてが「かつ」ということになるか、幾つが「かつ」になるか。それぞれ重みは、ある意味では、順列というよりは、ずっと横並びでそれぞれの重みがあるわけでしょうから、それを重ねていただくというか、何も厳密に全部チェックせよということではないけれども、選ばれた3とか5については、こういうことが「かつ」になっているというような、つまり、1をまず大前提にして、1の狭あい道路については、一応、こんな分布でこんなところがありますと見せていただいた上で、2以降のことがこうなのですよ、ですから、こうだと。そういう組み立てにさせていただくと。

委 員 その辺の論理構造がやっぱり。

会 長 見えないと。

委 員 うん、大事だと思うのですよね。

委 員 ちょっと今、中身の話を議論されているので、意見を言いたいのですけれども。

これは条例の、この資料8にも書いてありますけれども「災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保する」というのが目的ですから、それで路線を選ぶということに条例でなっているので、これに従って選ばなければいけないわけですよ。

そうすると、この選定項目の2とか6というのは、これはちょっと条例の選定、重点整備路線の基準としてはちょっと合致しないのではないかと私は思うのですよ。これは、まちづくりはまちづくりの話で、まちづくりに寄与するからということではなく、条例で言う重点整備路線の趣旨はあくまで災害あるいは人命を守るためのものなので、2とか、あと6も、確かに通行量が多いところは災害時に逃げることを考慮する必要はあるが、でも、避難の話は5に書いてあるので、5で十分。この災害時の避難とか、消防活動の通行というのは、基準としては読めるので、6も単に通行量が多いので「日常の利便性」と書いてあるので、これはちょっと条例の趣旨・目的からは外れる話ではないかなというふうに思うわけなのですね。したがって、2と6というのを入れるのはちょっとおかしいのではないかというのがまず1点です。

それともう1つは、3の「緊急輸送道路に接続する道路」ということなのですけれども、これは緊急輸送道路というのは首都直下地震があったときに、外からいろいろと物資を入れてくるという、いわゆる国交省の八の字路線とか、これは当然、狭あいではないわけですよ。そういうメインの道路で入ってくる。それに接続する。それに接続するというのが、どういう意味があるのかというのは、ちょっとわからないですね。

つまり、首都の直下地震があったときに、いろいろな物資、配給とか、食料とか、あるいはガソリンとかいろいろ運んでくる。これは外から来るわけですよ。だから、それに接続するところから何か杉並が、そういう都心の、例えば都心3区に何かものを運ぶ。あまり考えられないような気がするわけなのです。防災上の観点からすると。これは要るのかなという気がするので、ご説明を聞かないとよくわからないのですけれども。

それから、1とか4とか5というのはわかるなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 2につきましては「まちづくりに寄与する」ということで、杉並区内で今、まちづくり計画等でまちづくりを進めている地区が幾つかあるのですけれども、その中において、狭あい道路を解消していこうというようなことを目標に掲げて活動している部分があったりしますので、そういった部分において、まちづくりの目標を実現するためというようなことで、選定項目として挙げたところでございます。

それから、選定項目の3になりますけれども、緊急輸送道路ということで、

外から来る物資ということもございますが、逆に言えば、そこまでたどり着ければ、外へ逃げられるというようなこともあるかと思いますので、そういった意味で災害時の避難、それから通行の確保といった意味で、緊急輸送道路につながる道路を拡幅すれば、そこから逃げることができるというようなことを想定しているものでございます。

それから、選定項目の6につきましてですが、「日常の利便性を向上させる効果が高い」ということで書いてございますけれども、説明が足りなかったのですが、条例の第1条の目的のところ、文末「災害及び火災の発生時における円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備することを目的とする」というようなことで、冒頭ご説明いたしました。例えば、介護車両ですとか清掃車両が現地までたどり着くことができないというようなことも含めまして、狭あい道路の拡幅が必要であるというようなことで取り組んでいるところでございます。こちらの選定基準の冒頭の説明のところには書いてはいないのですが、そういった意味も含めまして、この選定項目6を入れたような状況でございます。

委員 わかりました。今の6は、今の「良好な居住環境整備」というところに該当するということですね。あとは、その辺の重点の置き方とか、その辺の判断ということかなと思います。

ただ、輸送道路のところは、輸送道路を通過して逃げることなのですけども、それはちょっと、緊急輸送道路を通過して逃げる。でも、逃げるということになると、その中にいる人がどれだけ多くいてどう逃げるかという話で、緊急輸送道路と避難路はちょっと別の話だと思うのです。そこは今の説明ではなかなか、私自身は納得しにくいところではありますね。

特命事項担当副参事 ちょっと補足させていただきます。緊急輸送道路というのが、災害時の耐震化を、特に進めているという道路なので、安全性が高いと。そういう意味で避難路となる意味でございます。

委員 確かにそれは使えますね。

特命事項担当副参事 当然、耐震化の助成制度等々をやっておりますので。

それから災害時に、この道路は早期に啓開していかなければいけない、開いていかなければいけない道路でありますから、通行に使えると。どういうふうな災害が起きるかわかりませんが、そういう路線であるというところの意味もあります。言葉の使い方、説明はちょっと考えたほうがいいのかも

いと思います。

委員

そうすると、避難の5の話でもあるので、避難ということで、そういうのも使える。ただ、そこだけではないので、緊急輸送道路に接続するという、「災害時に、救援の核となる道路までの動線を確保」と書いてあるので、これだとなかなか理屈的には合わないかなというように思うのですね。

避難に使えるのは、確かにそのとおりではあるのですけれども、でも、ほかにも使える道路もあると思います。では、そこを避難のときにはどういうふうに、災害があったときに杉並区として考えているのかと。その辺の考え方をきちんとやはり整理をして、ちゃんと説明できるようにしておく必要があるかなというようには思います。

会長
委員

どうぞ。

今、このお話を聞きながら、6項目ずつとにらんでいたのですけれども、1から3までと4から6までがちょっと性質が違うような気がする。

選定項目1から3までは、まずここで重要。重点整備路線に選ぶ候補というのは、この中から選ぶという外側を定めているような感じがします。

1は、まず防災都市づくり推進計画による整備地域とか、重点整備地域内の道路ということなので、その区域外は杉並区内でいったら、ほかのは選ばれないということになってしまうわけですが、これはまず大事なのだと。かつ、2番目は、地域のまちづくりに寄与する道路。今の地域以外のところでも、大事な地域というのがあるだろうから、それも拾おうね、と。それから、3番は、緊急輸送道路というのは、実は区内のメジャーな道路のストラクチャー、構造の道路に関係するところの道路は候補としてまず拾えるようにしようね、と。そういう意味で、外枠を拾うときの候補の選び方の枠を決めているのがこの選定項目1、2、3なのではないかな。

そういうふうに理解した上で、その中でどれが重要かというのは、選定項目4、5、6に該当するいずれかがまず選ばれる条件になるよねというふうに考えると、重要な施設への接続道路という意味で項目4がありますし、それから、ほかの道路と適切な間隔で配置された通り抜け道路と。これは、実は道路のネットワークの性質として非常に大事なところなので、そういうのは福祉施設とか、公共施設につながってなくても、大事な路線だよねという意味であるとか。あるいは、特に小さい道路でも交通量が多いところというのは重要に考えよう。選定項目4、5、6というのは、性質が違うのだけれども、選んで

いきたい条件ということで、1 or 2 or 3というのが外枠を決めていて、その中で4 or 5 or 6の中で大事なものを選んでいこうというふうな今の項目の立て方だとすると、少し論理的に拾いやすくなるというか、理解しやすくなってくるのかなと。

それで、さっきお話に出たような重要度というか、評点をどう与えていくかというのは、またこれとは別の問題ですけれども、論理的にはそんなふうに、選定項目1、2、3と4、5、6はちょっと性質が違う。

選定項目4、5、6はどちらかという、切り取っていく、選び出していく条件で、1、2、3はどちらかという、拾う対象物を規定している外側の項目というふうに理解をすると、何となく選ぼうとしていらっしゃる理屈が理解できるのかなというふうに思います。

ただ、これは非常に作業としては難しいかもしれないけれども、さっきの私の「かつ」というので言うと、「選定項目1か2か3に当たるもの」の中で、「かつ、4か5か6に当たるもの」というのをまず候補として選び出して、その中で大事なやつを幾つか選んでいくというふうな論理の立て方をすると、多分、初めて話を聞く第三者的な人でも「そうか、そうやって選ばれたのだ」というふうに理解できるのではないかなというように、今読んでいてそういうふうに思いました。

会 長 ありがとうございます。なかなか明晰ではあります。

委 員 でも、選べないですよ、これは。

会 長 さらにご意見いただきますけれども、今日のところは一応、選定基準が案であると。それで、幾つかの疑問と幾つかの理解、今の〇〇委員の理解も何となくわかる気がしますね。

ですから、ただ、それで次回、今日の意見も参照して、それで実際の作業をやってみると、どういう論理と組み立てと手順で選ぶということが、結局一番妥当だということも示していただいて、この案をさらに、多少の修正があれば修正案を出していただいて承認していくということで、今日は一応、こういうのを目途にやっていただくというような進め方でいかがでしょうか。

いいですか、さらにご意見いただいて、あまり今日完全に決めなくて、実際に作業をやってみないと、学校で卒業論文なんかだつて、ああ、なるほど、こうやって、まあ、それもよかろうと。ただ、実際にやってみなさいと、それで少し進んだところで、もう1回持ってきて議論しましょう。そういうことはよ

くありますよね。

委員　　そうですね。やってみないとわからない部分がありますし。

会長　　わからない部分がありますし。

委員　　よろしいですか。

会長　　はい、どうぞ。

委員　　基本的に今の会長の意見で賛成なのですけれども、この狭あい道路の条例というのは、やはり重点はこの「災害及び火災の発生時及び円滑な避難及び通行を確保」と。ここが最も重要なところで、良好な居住環境の整備というのは何かつけ足しみたいな感じもしないでもないわけですね。

　　そうすると、やはりここで、それがこの条例の目的だとしますと、やはり選定項目1の「災害危険度から緊急性が高い」というのが一番大事であって、そうすると、杉並で見ると、杉並第六小学校周辺地区と方南1丁目地区というのが、ここに赤線が引いてありますけれども、この中から選定項目2から6までに該当するようなものを拾い出していくというようなやり方になっていくのかなというふうに思うのですけれども、そういう形になっていくのでしょうか。いかがでしょうか。

特命事項担当副参事　　今、実はいろいろな選定をさせていただいて、検討しているところでございますけれども、先ほど〇〇委員からございました、この大枠と選ぶ基準というところでございますけれども、それも、この案をつくりながら、やはり何が必要かというところで、最初の2つ、3つを並べたというところもございます。

　　それからそれに肉づけをしたということで、〇〇委員の意見もそのとおりでございますけれども、その中で方南1丁目とか、阿佐谷の杉六小のまわりとか、確かに重要であるというところで、そういうところもやっていきたいとも考えておりますし、それから、やはりまちづくりをいろいろなところでやっているところで、そこの災害に強いまちにしたいというのも目標の中に必ず入っておりますので、そういう面も考える必要もあるかと思っています。

　　条例の目的は災害及び火災の発生時、緊急時でございますけれども、その辺も視野に入れて考えたいという意味で、現時点では整備地域及び重点整備地域、不燃化特区のところ限定してはまだ考えてはいないところでございます。

委員　　すみません。

会長　　はい、どうぞ。

委員　　今の件と関係するかと思うのですけれども、杉並区の中で、その地域のまち

づくりというところをいろいろ検討されている地域があるとすると、それが具体的にどんなまちづくりを目指しておられて、それとの関係でその狭あい道路があることがどういうふうに支障があるのかということがちょっと具体的にでてこないとなかなか、もっと危険度が高いと明らかにわかっている地域よりそこを優先しなければいけないという、価値判断として、優先するということはなかなか上がってこないのかなという印象を持ちますので、ちょっとこれだとまったく漠然としているので、どういうまちづくりを目指されていて、それがどういう支障があるのかと。それは、なぜこの緊急地域よりも優先しなければいけないのかというところを、やはり積極的な理由づけをいただかないと、結局、この事業をするためにというのは、指定された地域で、もし支障物件が出たら、それを撤去するとか、そういうことまで考えなければいけないことになると思うので、そうすると、それには必然的に予算の問題が多分出てくると思うのです。それをこちらに割かないでそちらに割くということの、やはりその不利益を受けるいろいろな区民の皆さんの、いずれにも当たると思うのですけれども、自分の物件を除却させられる人と、うちのところは除却してくれないのかということも皆さんいらっしゃると思うので、そういうところの明確な理由づけが何なのかというところを担保することは、ご理解いただく上でも重要なのかなというふうに認識します。

会 長 どうぞ。

特命事項担当副参事 確かにそのとおり、私どもも、今度は区民に説明責任というものが出てきます。その中では、先ほど会長もおっしゃっていましたが、区民に、「なぜあなたの前の道路は」という話をきちんとしていかなければいけないと思います。

そういう中では、選定理由が重要だということで、ご審議をお願いしたいところもございますけれども、まちづくりにおいても、まちづくりの目標はこういうものがありますと。その中で、この路線は重要だと。災害に対する安全という目標が入ってきます。杉並区内は、道路が狭いものですから、そういうところを、やはりご説明できるような、もちろんこの協議会にご説明できるようなことはお示しをさせていただきたいと思っておりますし、今後、重点整備路線がある程度整備できれば、かなり安全性が増す可能性もあるので、次もやっていきたいという、ご説明をさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。

今ご指摘の選定項目2は確かにやや漠然としているというか、我々もどう受け取ったらいいのか。

つまり、僕は、地域の住民の皆さんたちのまちづくり機運がわりと高く、しかもいろいろな、緑を守ろうというまちもあれば、いろいろあるけれども、防災のまちづくりを進める意識が地域住民の中で醸成されてきているというふうに、この項目2は受け取ったのですけれども、その辺の受け取り方が、多分、我々の中でもはっきりしないから、その辺もちょっとまた次回に向けての事務局のほうでもお考えいただきたいということ。

それから、最もスタートの点なのですけれども「重点整備路線とは何か」ということなのですけれども、というか、条例の第8条であるわけだけれども、では、それに指定した「何をやるの」というのが非常に素朴な問いかけなのですけれども、普通のエリアだと、建築確認申請が出ると。そのときに、区の整備をぜひ受け入れてくださいよと説得して、99%そっちに持っていきたいということが普通はまずありますね。

重点整備路線に指定するという事は、これから建てる方は守ってくださいねというためにやっているはずはないわけで、そうすると、何をやるかという、写真で挙げている、資料で見せていただいたように、何かコンクリで段差をつけてしまっていて、駐車場に使うのは論外としても、いざとなれば救急車ぐらいなら乗るかもしれないけれども、ちょっとほかの車がそこを普通は入れないとか、それから支障物件を結構置いてしまっているとか、そういうのを、支障物件を取りやめさせることを重点指導する。

それから、アスファルト化して、側溝は区の整備で移しますので、新たに建て替えるしないにかかわらず、もう承認していただければ、あしたから区のほうでアスファルトの整備をしますよ。隅切りも、そのところをどけて、普通の道路の形態にします。そういうことを重点的にやると理解していいのですか。建てる、建てないとか関係なしに。

狭あい道路整備担当課長 こちらの説明が足りずに申しわけありませんでした。

今、会長のお話がありましたとおりに、重点整備路線におきましては、確認申請を伴わない、建築行為を伴わないようなところにつきましても、拡幅の可能性があるところについては、職員が戸別訪問いたしまして、拡幅に協力いただくというようなことで、今の重点地区の延長というような形で取り組みをしていきたいなど。

支障物件におきましても、除却について力を入れて取り組みまして、除却していただいた際には、その部分についてはもう道路としてしか使えないような、何も置くことができませんので、その部分についても、道路として舗装させてくださいということで、条例の趣旨を理解していただいて、協力していただくというようなところです。

それと、拡幅については助成金をこちらではお出ししているのですが、重点整備路線については、ほかの地区と比べて手厚い助成を行って、拡幅を推進していこうとしているところでございます。

会 長 では、選ばれば1年、2年先にはでこぼこしていたところも、建て替えな
いで出ているのを下げなさいというのはなかなか難しい面もあるでしょうけれど、基本的には4メートル確保されると。例えば、電柱の移設とか、電柱の
支えのケーブルだとか、ああいうのも対象にするわけですか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。電柱につきましては、厳密に支障物件ということにはしてお
りませんけれども、支障物件に準ずるものということで、電柱を所管してい
る事業者、NTT、それから東京電力に対してセットバックの要請をしてい
るところでございます。

会 長 あまり細部に入る気はないですけれども、審議会のときでも一番難しいのは
というか、建築基準法が基本対象だから、駐車場にしてしまっただけで出っ張って
いると。それは民有の地主さんがやっているもので、説得すれば今のお話みたい
なところで、少しL字溝を下げて、こちらが、区が整備すると言えば、協力、納
得してくれるかもしれない。ただ、コインパーキングみたいな事業者が入っ
てしまっているというのはなかなか難しかりょうみたいな議論が雑論的にはあ
ったのですけれども、極端に言えば、納得してくだされば、駐車場の更地みた
いなところも、広げて差し上げる可能性も追求すると理解していいですか。

狭あい道路整備担当課長 はい。そういった部分につきましても、今回、条例改正において、事業者
も狭あい道路の拡幅に努めるということで責務を規定しているところでござ
いますので、そういった部分について含めて、拡幅を進めていきたいと考
えているところです。

会 長 では、ある意味、建築確認の世界から、ちょっと踏み出したというか、それ
にさらに上乘せして、いわば環境をつくっていかう。そういう理解でいいわけ
ですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長
委 員

すごいことですね。それは予算と人手が。はい、どうぞ。お願いします。

すみません、私、同じ杉並区で杉並区自転車ネットワーク計画懇談会の委員も委嘱されて出ているところではあるのですが、そちらのほうもまだ立ち上がったばかりで、これからいろいろやっていくということなのですが、こういったもので、こちらで道路が、また環境が変わってくると、当然そちらのほうのまた議論のほうにも何らかの影響というのは、恐らく及ぶ事項ではないかと思えます。

杉並区自転車ネットワーク計画懇談会の第1回の会議に出て、やはりこのような区内の地図を見て、そうすると、荻窪のほうは大体道路の整備は相当進んでいる。高井戸がまだ半ばぐらいで、私ども杉並の管内は全く手がついていないような状態。その中で、大体その自転車のネットワークを議論しようとしたら、荻窪みたいところで本来はやらないとネットワークなんかとても組めないけれども、では、杉並のほうでもその道路の環境を変えることで何か今後考えられないのかというのは、そちらのほうの協議会ではそういう話をしているわけで、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会で、この拡幅して道路の環境を改善しましょうという、当然杉並区自転車ネットワーク計画懇談会の議論にもまた影響は及ぶものではないかと。

ただ、それでお互いが何をやっているかわからない状態でやって方向性がバラけても、あまりどうなのかなというのが、私は両方に出て議論に参加しなければいけないもので、そういうところを今、考えていると、先々そういったところにはどういうふうに絡んでいくのかなというのを、どういうふう認識されているのかなというのをちょっとお伺いしたいのですが。

特命事項担当副参事 自転車等駐車対策協議会に合わせ、私どもも、区内部で情報を共有しています。自転車の事故をなくすことを主目的にネットワーク計画をやっておりますけれども、それは安全・安心のまちづくりということで、同じくくりの中でみちづくりに努めてまいります。

委 員

当然、この防災ですとか、災害発生時ということで整備すると、これは道路を整備するまで、反射的にもう交通環境としても相当な改善になってくるわけがあって、そうすると、災害や火事というのは、どちらかというとなんな毎日起きる話でもなくて、交通というのは毎日の話と。そういったところで、お互い、相乗効果というのですかね、影響が及び合う部分というのは当然出てくるので、せっかくこっちで拡幅したのに、あまりネットワークのほうにそれが反

映されないというのもまたどうかなどというところはあるかなと。その辺が、疑問点があるわけです。

会 長 では、その辺は頭に入れていただいて。関係されているわけですね、ひとつよろしく願いいたします。両方ともだんだんに進行していくものではありませんけれども。ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの点は。大きく言えば、この基準は一応、今日選定基準を承ったけれども、若干の言葉の訂正は必要だろうし、その実際、3路線とか5路線を次回までに選ぶプロセスを踏まえながら、もう一度、この案を提示していただいて、場合によると、何かまずこの辺で選んで、以下、こういうことをさらに重ねていくというような書き方になるかもしれませんし、その辺はまた次回、少し議論することで、よろしゅうございますか。今、これ全部でこのままでいいということでも、実際作業していただいて、それで実際どういふことを選ばれたところでおやりになるかというあたりも、次回、その次あたりに多分また見えてくるかと思えます。どうぞ。

委 員 1つだけ。

会 長 どうぞ。

委 員 先ほど選定項目1で、不燃化特区の関係で、東京都の特定整備路線というのが不燃化特区であるわけです。それは、杉並の場合には選定されていないわけですね。それは、東京都からそういう路線の提案があつて、杉並区と合意できなくて選定されていないということでしたっけ。

それで、過去そういう対象だった路線というのが幾つかあつて、それがこういう事情で今、こうなっていると、そういうのがあれば、もし今回、その路線というのを選定しようとしている中に入っていたりすれば、いろいろそういうことも知っておく必要があるかなと思うので、別に今議論するつもりはないのですけれども、資料として出していただければなと思えます。よろしく願いします。

特命事項担当副参事 防災都市づくり推進計画の中で、やはり狭あい道路ではないですけども、6メートルぐらいの道路、こういうところは整備する必要性が高いという道路はあります。

〇〇委員がおっしゃった、木密10年化プロジェクトに関わる都市計画道路の優先整備路線は区内にはございません。これは都市計画道路について、いろいろな背景がございましたので、選び切れていなかったということが事実で

ございます。

そういう意味でも、特にこの狭あい道路を重点的な区の施策として、防災・減災のために必要ということで、この事業を強化している側面がございます。

委員 わかりました。また関連するような部分があれば、ちょっと教えていただければと思います。

特命事項担当副参事 はい。

会長 それは、では、よろしく願いいたします。

それと、選定基準は、さっきのに追加すれば、今回、第一次的に選定してみろという、そんなのは書かなくていいですけども、六小周辺は確かにいろいろな指標からああやって出てくるのでしょうけれども、率直に言うと、何か選ばれないけれども、もっと密集度が高くて、いろいろな事情であそこになってしまっているというのも何となくあるわけですから、これを金科玉条で、選定項目の1番で、最初から最後までいくと、3年先、5年先にちょっと困ったことになるおそれもありますので、当面の選定基準ぐらいにしておいていただいたほうがよいでしょう。

その他意見があればいただいて、そろそろ事務局にお返ししたいのですけれども、いかがでしょうか。

今日はおおむね議論をしたということで、事務局のほうから次回以降のことについて、あるいは、今日さらにこの点だけは意見を伺いたいということがあれば、さらに指摘していただいて、事務局のほうからお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ご審議ありがとうございます。特に本日のご審議について、こちらからつけ足すようなことはございません。

では、事務局から、次回以降の日程の調整ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

会長 はい、ではお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 事前に2回目につきましては、委員の皆さんにお伺いしまして、一遍に集まる日程がなかなかとれないような状況になってしまっておりまして、9月2日の15時からということで予定をさせていただきと思います。

その日程のご都合が悪いというお二人につきましては、また別の日程で、いずれにしても現地の状況をご覧いただいたほうがいいのかと思いますので、現地視察の日程を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、また先になってしまうのですが、3回目の日程を、この場で調整を

させていただきたいと思っております。

9月26日の月曜日から29日の木曜日ということで、その4日間につきまして、午前午後分けて、今こちらでお伺いいたしますので、大変申しわけないのですが、ご都合が悪いときに手を挙げていただいてよろしいでしょうか。

(以下、日程調整)

狭あい道路整備担当課長 では、26日の午後か29日の9時半かということで、2つの日程で、会場等を調整させていただきます。

会 長 それでご相談して、決まったらまたご連絡ください。

狭あい道路整備担当課長 ご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 当面3回目、一応の諮問の決着ですから。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。重点整備路線につきましては。

会 長 できれば全員出ていただきたいですね。

狭あい道路整備担当課長 事務局からは以上になります。

会 長 委員から特に何かございますか。よろしいですか。

それでは、第1回目のこの会議を終わりたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

— 了 —